

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第1章第1節 第3 < P 2 >旧	第3 防災計画の基本構想 この防災計画は、市の総合計画の将来像である「～庄川と散居が織りなす花と緑のまち～もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”」の実現に向けて、 <u>(追加)</u> の諸施策と整合を図り、「市民生 活の安全性の向上」を推進するものため、次のような構想を定める。	第3 防災計画の基本構想 この防災計画は、市の総合計画の将来像である「～庄川と散居が織りなす花と緑のまち～もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”」の実現に向けて、 <u>砺波市国土強靱化地域計画等</u> の諸施策 と整合を図り、「市民生活の安全性の向上」を推進するものため、次のような構想を定める。	当該計画との関 係性を明記
第1章第1節 第3 < P 4 >旧	5 要配慮者対策の整備 (略) また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し推進しているが、今後も「要配慮者の避難支援 ガイドライン」及び「富山県要配慮者支援ガイドライン」に基づく計画づくりを行っていく必要がある。	5 要配慮者対策の整備 (略) また、「 <u>避難情報に関するマニュアル</u> 」を作成し推進しているが、今後も「要配慮者の避難支援ガイ ドライン」及び「富山県要配慮者支援ガイドライン」に基づく計画づくりを行っていく必要がある。	計画改訂に伴う 修正
第1章第2節 第1 < P 6 >旧	2 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備 をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の 強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により 救援・救護体制を整備する。	2 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備 をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、 <u>災害対応業務のデジタル化の促進</u> により防災活動 体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防 災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。	国防災基本計画 の修正に伴う修 正
第1章第4節 第2 3 < P 2 3 >旧	3 感染症対策 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な住宅などに分 散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染 症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	3 感染症対策 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、 <u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底</u> や、ホ テル・旅館や親戚・知人宅、安全な住宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広 報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要が ある。	国防災基本計画 の修正に伴う修 正
第2章第1節 第1 < P 3 0 >旧	第1 土砂災害の防止 (略) このため、市は、県、国と連携し、 <u>災害の発生が予想される危険箇所</u> （土石流危険渓流、地すべり危 険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの 防災施設の整備に努める。 1 土石流、山地災害、地すべり等の防止【土木課／農地林務課／県土木部／県農林水産部】 (1) <u>土砂災害が発生するおそれのある危険箇所</u> では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進す る。また、市は、県が指定した「土砂災害警戒区域」ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、地域 住民への周知に努めるとともに、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域 については、県が「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等 を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。 (2) <u>危険箇所</u> への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警 戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補 修に努める。	第1 土砂災害の防止 (略) このため、市は、県、国と連携し、 <u>土砂災害のおそれのある箇所</u> （土石流危険渓流、地すべり危険箇所、 急傾斜地崩壊危険箇所）においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設 の整備に努める。 1 土石流、山地災害、地すべり等の防止【土木課／農地林務課／県土木部／県農林水産部】 (1) <u>土砂災害のおそれのある箇所</u> では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。また、市 は、県が指定した「土砂災害警戒区域」ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、地域住民への周知に 努めるとともに、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については、県が 「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土 砂災害の防止・軽減に努める。 (2) <u>土砂災害のおそれのある箇所</u> への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情 報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施 設の適正な管理、補修に努める。	国防災基本計画 の表現に統一
第2章第2節 第5 < P 3 6 >旧	第5 防災重点ため池及び老朽ため池【農地林務課／県農林水産部】 1 ため池数 25か所（内、防災重点ため池 3か所） 2 市及び防災関係機関は、 <u>防災重点ため池及び老朽ため池</u> について実態を調査把握するものとする。 3 ため池等整備事業により <u>防災重点ため池及び老朽ため池</u> 箇所の整備を計画するものとする。 4 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。ま た、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水 制限等の措置を講じておくものとする。 5 市は、ハザードマップ等を作成するとともに、 <u>防災重点ため池及び老朽ため池</u> の決壊被害区域、た め池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を市民に周知させるよう努めるものとする。	第5 防災重点農業用ため池【農地林務課／県農林水産部】 1 ため池数 25か所（内、防災重点ため池 3か所） 2 市及び防災関係機関は、 <u>防災重点農業用ため池</u> について実態を調査把握するものとする。 3 ため池等整備事業により <u>防災重点農業用ため池</u> 箇所の整備を計画するものとする。 4 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。ま た、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水 制限等の措置を講じておくものとする。 5 市は、ハザードマップ等を作成するとともに、 <u>防災重点農業用ため池</u> の決壊被害区域、ため池の決 壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を市民に周知させるよう努めるものとする。	ため池工事特措 法において「防災 重点農業用ため 池」の、指定及び 集中的かつ計画 的な整備工事等 の推進が示され たため。

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
	(資料 1-11 <u>老朽ため池危険箇所一覧表</u>)	(資料 1-11 防災重点農業用ため池危険箇所一覧表)	
第2章第2節 第6 < P 3 7 > 旧	第6 重要水防箇所及び浸水想定区域【土木課／県土木部】 (略) 3 市は、国土交通大臣及び知事が洪水予報河川及び水位情報周知河川として指定した河川 <u>(追加)</u> について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定された場合、次の事項を定めるものとする。	第6 重要水防箇所及び浸水想定区域【土木課／県土木部】 (略) 3 市は、国土交通大臣及び知事が洪水予報河川及び水位情報周知河川として指定した河川 等 について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定された場合、次の事項を定めるものとする。	水防法の改正により水位周知河川以外も洪水浸水想定区域を設定することとなったため、「等」を追記。
第2章第4節 < P 4 5 > 旧	第4節 防災活動体制の整備 (略) この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備及び運用方法の確立を進めるとともに、 <u>(追加)</u> 情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできる限り早急に行える体制を確立することが必要である。 (略)	第4節 防災活動体制の整備 (略) この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備及び運用方法の確立を進めるとともに、 <u>平時から</u> 情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできる限り早急に行える体制を確立することが必要である。 (略)	国防災基本計画の修正に伴う修正
第2章第4節 第2 < P 4 7 > 旧	1 救出救助用資機材の整備【消防本部】 (略) なお、救助活動が円滑に実施できるように <u>(追加)</u> 他の機関、民間団体、業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げできるよう協力体制を整えるものとする。 (資料 2-3 救助資機材の保有状況)	1 救出救助用資機材の整備【消防本部】 (略) なお、救助活動が円滑に実施できるように <u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、</u> 他の機関、民間団体、業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げできるよう協力体制を整えるものとする。 (資料 2-3 救助資機材の保有状況)	国防災基本計画の修正に伴う修正
第2章第4節 第6 < P 4 9 > 旧	第6 緊急輸送路等の確保【総務課／土木課】 (略) なお、ヘリコプターにおいては、避難場所間に陸上輸送を要する場合がありますので、関係機関と協議し、輸送計画を定めるものとする。 (資料 2-13 ヘリポートの準備) (資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場) (資料 2-17 <u>緊急通行確保路線</u>) (略)	第6 緊急輸送路等の確保【総務課／土木課】 (略) なお、ヘリコプターにおいては、避難場所間に陸上輸送を要する場合がありますので、関係機関と協議し、輸送計画を定めるものとする。 (資料 2-13 ヘリポートの準備) (資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場) (資料 2-17 <u>緊急輸送道路</u>) (略)	全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正
第2章第4節 第7 < P 5 0 > 旧	第7 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】 (略) そして、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 <u>(追加)</u> (1) 地方公共団体間の相互応援 (略) 市は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、 <u>発災時</u> における円滑な活用の促進に努めるものとする。	第7 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】 (略) そして、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (1) 地方公共団体間の相互応援 (略) 市は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、 <u>災害時</u> における円滑な活用の促進に努めるものとする。	国防災基本計画の修正に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第2章第5節 第1 < P 5 3 > 旧	(3) 救助・救急体制の整備 (略) イ 市は、救急能力を高めるため、 <u>救急隊に救急救命士を常時1名配置できる体制を整えとともに、</u> 救急救命士の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ ^{*2} などの応 急救護研修の実施に努める。 (略)	(3) 救助・救急体制の整備 (略) イ 市は、救急能力を高めるため、 <u>(削除)</u> 救急救命士の技術向上に向けた研修体制を整備する。さら に、救急隊員にトリアージ ^{*2} などの応急救護研修の実施に努める。 (略)	県地域防災計画 修正に伴う削除
第2章第5節 第2 < P 5 5 > 旧	第2 避難体制の整備 (略) また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に 受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる 方策について定めるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u>	第2 避難体制の整備 (略) また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に 受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる 方策について定めるよう努めるものとする。 <u>県及び厚生センターとの連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うと ともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u>	国防災基本計画 の修正に伴う修 正
第2章第5節 第2 1 (1) < P 5 5 > 旧	(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める 基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活する ことが困難な障がい者、 <u>(追加)</u> 等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努 めるものとする。 (略) 市は、 <u>発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）</u> には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等 とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じ て、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所を近隣市町村に設ける。 <u>(追加)</u> 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般 図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。市は、災害種 別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含 め、平常時から関係部署が連携して、 <u>(追加)</u> 必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受 入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。 さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親 戚や友人の家等への <u>分散避難も検討するよう周知に努める。</u>	(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める 基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活する ことが困難な障がい者、 <u>医療的ケアを必要とする者</u> 等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所 を指定するよう努めるものとする。 (略) 市は、 <u>災害時</u> には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対 し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所 を近隣市町村に設ける。 <u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な 手段の整備に努めるものとする。</u> 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般 図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。市は、災害種 別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含 め、平常時から関係部署が連携して、 <u>指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、</u> 必要 な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受け入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものす る。 さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親 戚や友人の家等への <u>避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保 することができる場合は、住民自らの判断で安全確保を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定 緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検 討するよう周知に努めるものとする。</u>	国防災基本計画 の修正に伴う修 正
第2章第5節 第2 1 (2) ア < P 5 6 > 旧	ア 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、 <u>(追加)</u> 炊出し具、 毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。 <u>(追加)</u> また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	ア 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、 <u>生理用品、段ポー ルベット、パーティション、</u> 炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の 整備を図る。 <u>なお、備蓄物質の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するよう努める。</u> また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	国防災基本計画 の修正に伴う修 正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第2章第5節 第2 1 (3) < P 5 7 >旧	(3) 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織等による避難所運営委員会の設置促進に努めるとともに、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>(追加)</u>	(3) 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織等による避難所運営委員会の設置促進に努めるとともに、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u>	国防災基本計画の修正に伴う修正
第2章第5節 第2 2 (2) < P 5 7 >旧	(2) <u>緊急通行確保路線</u> の交通規制 砺波警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により <u>緊急通行確保路線</u> 等における交通規制を可能な限り実施するものとする。 ア <u>緊急通行確保路線</u> は、駐車禁止とする。 イ 指定避難場所等周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の交通規制をする。 ウ <u>緊急通行確保路線</u> で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。	(2) <u>緊急輸送道路</u> の交通規制 砺波警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により <u>緊急輸送道路</u> 等における交通規制を可能な限り実施するものとする。 ア <u>緊急輸送道路</u> は、駐車禁止とする。 イ 指定避難場所等周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の交通規制をする。 ウ <u>緊急輸送道路</u> で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。	全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正
第2章第5節 第2 4 < P 5 8 >旧	4 繁華街、観光地における避難場所等の確保【総務課／商工観光課】 市長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難場所及び <u>緊急通行確保路線</u> を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。	4 繁華街、観光地における避難場所等の確保【総務課／商工観光課】 市長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難場所及び <u>緊急輸送道路</u> を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。	全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正
第2章第5節 第2 5 < P 5 9 >旧	5 被災者用の住居の確保【企画政策課／都市整備課】 (略)	5 被災者用の住居の確保【 <u>市民生活課</u> ／都市整備課】 (略)	市組織改編に伴う修正
第2章第5節 < P 6 0 >旧	(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項【社会福祉課／高齢介護課／教育総務課／こども課】 (略) イ 児童福祉施設等【教育総務課／こども課】 (ア) <u>幼稚園、保育所、放課後児童教室</u> 及び児童館等においては、災害種別に応じ施設の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、保護者への連絡、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。 (イ) <u>幼稚園、保育所</u> の園児、乳幼児の集団避難（災害に伴い園児、乳幼児を集団的に他地域へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。）については、こども課において、保護者への連絡、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法並びに保育保健、衛生及び給食等の実施方策に関すること。	(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項【社会福祉課／高齢介護課／教育総務課／こども課】 (略) イ 児童福祉施設等【教育総務課／こども課】 (ア) <u>保育所、認定こども園、幼稚園</u> 、放課後児童教室及び児童館等においては、災害種別に応じ施設の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、保護者への連絡、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。 (イ) <u>保育所、認定こども園、幼稚園</u> の園児、乳幼児の集団避難（災害に伴い園児、乳幼児を集団的に他地域へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。）については、こども課において、保護者への連絡、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法並びに保育保健、衛生及び給食等の実施方策に関すること。	「認定こども園」を追加し記載順の修正
第2章第5節 第3 < P 6 1 >旧	第3 飲料水、食料及び生活必需品の確保 (略) そして平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の <u>発災時</u> の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 1 食料・生活必需品の確保【総務課／社会福祉課／上下水道課】	第3 飲料水、食料及び生活必需品の確保 (略) そして平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の <u>災害時</u> の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 1 食料・生活必需品の確保【総務課／社会福祉課／上下水道課】	国防災基本計画の修正に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
	<p>(1) 食料 (略) ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接自治体と連携を図るものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>(1) 食料 (略) ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接自治体と連携を図るものとする。<u>なお、備蓄食料の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄食料を検討するなどの配慮に努める。</u></p>	
<p>第2章第6節 第1 < P 6 8 > 旧</p>	<p>第1 文教施設【教育総務課】 市は、学校等の文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第1 文教施設【教育総務課】 市は、学校等の文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。 (略) <u>4 教育訓練の充実</u> <u>適切な避難行動の促進のため、学校においては、消防団員・自主防災組織等が参画した体験学習や防災訓練等の防災教育を行うよう努める。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第2章第6節 第1 < P 6 8 > 旧</p>	<p>第2 文化財施設【生涯学習・スポーツ課】 市及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。 1 文化財の実態調査 市内にある文化財は、建造物、<u>仏像彫刻</u>（追加）等があるが、関係機関等と協力してこれらの保存、保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施するものとする。</p>	<p>第2 文化財 <u>(削除)</u>【生涯学習・スポーツ課】 市及び文化財所有者又は管理者は、文化財 <u>(削除)</u> の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。 1 文化財の実態調査 市内にある文化財は、建造物、<u>(削除)</u> 彫刻 <u>及び史跡</u> 等があるが、関係機関等と協力してこれらの保存、保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施するものとする。</p>	<p>字句修正</p>
<p>第2章第7節 第2 < P 7 0 > 旧</p>	<p>第2 営農指導の実施【農業振興課／農地林務課】 市は、農協や県と協力して、次の事項について指導するものとする。また、災害に備えた農業共済制度や収入保険制度への加入 <u>(追加)</u> を推進する。</p>	<p>第2 営農指導の実施【農業振興課／農地林務課】 市は、農協や県と協力して、次の事項について指導するものとする。また、災害に備えた農業共済制度や収入保険制度への加入 <u>及び農業版業務継続計画（BCP）の策定</u> を推進する。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第2章第8節 < P 7 2 > 旧</p>	<p>第8節 防災行動力の向上 (略) また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど双方の視点に十分配慮する。 <u>(追加)</u></p>	<p>第8節 防災行動力の向上 (略) また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど双方の視点に十分配慮する。 <u>さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等により避難行動をとるタイミングを逸しないよう必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第2章第8節 < P 7 4 > 旧</p>	<p>(3) マニュアルの配布 災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等を収録したマニュアルを適宜作成し、配布するものとする。 特に、本市において大規模災害発生のおそれのある、庄川氾濫による水害及びゲリラ豪雨と呼ばれる局地的豪雨による土砂災害に対する確・迅速に避難情報を発信するため、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」（平成28年策定）の理解と運用を推進するものとする。</p>	<p>(3) マニュアルの配布 災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等を収録したマニュアルを適宜作成し、配布するものとする。 特に、本市において大規模災害発生のおそれのある、庄川氾濫による水害及びゲリラ豪雨と呼ばれる局地的豪雨による土砂災害に対する確・迅速に避難情報を発信するため、「<u>避難情報に関するマニュアル</u>」の理解と運用を推進するものとする。</p>	<p>計画改訂に伴う修正</p>
<p>第2章第8節 < P 8 0 > 旧</p>	<p>2 避難行動要支援者に対する対策【企画政策課／社会福祉課／高齢介護課／健康センター】 (略) (5) 避難行動要支援者の個別支援計画 <u>(避難支援プラン)</u> 策定 (略)</p>	<p>2 避難行動要支援者に対する対策【企画政策課／社会福祉課／高齢介護課／健康センター】 (略) (5) 避難行動要支援者の個別支援計画 <u>の</u>策定 (略)</p>	<p>砺波市避難行動要支援者登録制度実施要綱と表記の統一</p>

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																				
第2章第9節 第2 < P 8 5 >旧	第2 災害危険地域の調査研究の推進 1 洪水危険地域の調査把握【土木課／総務課／消防本部】 （略） 市は、洪水ハザードマップ*（平成31年3月見直し）についてさらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を必要に応じて図っていくものとする。	第2 災害危険地域の調査研究の推進 1 洪水危険地域の調査把握【土木課／総務課／消防本部】 （略） 市は、洪水ハザードマップ※（平成31年3月改訂）についてさらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を必要に応じて図っていくものとする。	字句修正																																				
第2章第9節 第2 < P 8 6 >旧	2 土砂災害危険箇所の調査把握【土木課／総務課／消防本部】 （略） また、今後、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等が指定された場合には、危険箇所を公表されたことに伴って作成し配布した土砂災害ハザードマップ*（令和3年3月見直し）を活用した災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保に努めるものとする。	2 土砂災害危険箇所の調査把握【土木課／総務課／消防本部】 （略） また、今後、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等が指定された場合には、危険箇所を公表されたことに伴って作成し配布した土砂災害ハザードマップ*（令和3年3月改訂）を活用した災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保に努めるものとする。	字句修正																																				
第3章第1節 < 9 0 >旧	ア) 勤務時間外の受信、伝達 災害対策本部設置前にあつては、 <u>総務課防災・危機管理班が受信し、</u> 防災・危機管理班長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡し、総務課員が各課担当課員に連絡する。企画総務部長は、市長、副市長に連絡するとともに、必要な指示を総務課長に伝達する。	(ア) 勤務時間外の受信、伝達 災害対策本部設置前にあつては、 <u>当直員が受信し、総務課防災・危機管理班へ連絡する。</u> 防災・危機管理班長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡し、総務課員が各課担当課員に連絡する。企画総務部長は、市長、副市長に連絡するとともに、必要な指示を総務課長に伝達する。	庁舎警備等業務委託に伴う修正																																				
第3章第4節 < P 1 4 0 >旧	3 報道機関への発表【総務班／広報情報班】 （略） <u>（追加）</u>	3 報道機関への発表【総務班／広報情報班】 （略） <u>(5) 安否不明者等の氏名等公表</u> <u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、県の「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u>	国防災基本計画の修正に伴う修正																																				
第3章第7節 第2 < P 1 5 3 >旧	第2 消防分団屯所への参集 （略） 団長、副団長は消防団本部（砺波消防署）へ参集し、各分団の幹部は、分団屯所に参集する。なお、災害対策本部設置後は、団長は災害対策本部室に参集する。また、参集途上において、可能な限り上記「避難警戒活動の判断情報」を収集し、災害対策本部に報告するものとする。	第2 消防分団器具置場への参集 （略） 団長、副団長は消防団本部（砺波消防署）へ参集し、各分団の幹部は、分団器具置場に参集する。なお、災害対策本部設置後は、団長は災害対策本部室に参集する。また、参集途上において、可能な限り上記「避難警戒活動の判断情報」を収集し、災害対策本部に報告するものとする。	字句修正																																				
第3章第9節 第2 < P 1 6 0 >旧	2 他の消防機関に対する応援要請及び受入れ【消防部】 （略） ウ 応援要請は、 <u>関係市町村の消防本部等</u> に消防無線電話又は一般電話により要請するものとする。	2 他の消防機関に対する応援要請及び受入れ【消防部】 （略） ウ 応援要請は、 <u>県及び代表消防機関等</u> に消防無線電話又は一般電話により要請するものとする	砺波地域消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき修正																																				
第3章第9節 第2 < P 1 6 1 >旧	【応援消防機関の活動拠点】 <table border="1" data-bbox="332 1423 1469 1879"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指揮隊活動拠点</u> ・砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>・二次集結場所 文化会館駐車場</td> <td>砺波市宮沢町</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> <tr> <td>中村多目的運動広場</td> <td>砺波市中村</td> <td>TEL 0763-32-5240</td> </tr> <tr> <td><u>臨時宿泊施設</u> ・砺波市文化会館</td> <td>砺波市花園町 1-32</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	<u>指揮隊活動拠点</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515	中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240	<u>臨時宿泊施設</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515	【応援消防機関の活動拠点】 <table border="1" data-bbox="1516 1423 2653 1879"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指揮支援本部</u> ・砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部</td> <td>砺波市大辻 501</td> <td>TEL 0763-32-4957</td> </tr> <tr> <td>・二次集結場所 文化会館駐車場</td> <td>砺波市宮沢町</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> <tr> <td>中村多目的運動広場</td> <td>砺波市中村</td> <td>TEL 0763-32-5240</td> </tr> <tr> <td><u>宿営場所候補地</u> ・砺波市文化会館</td> <td>砺波市花園町 1-32</td> <td>TEL 0763-33-5515</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	<u>指揮支援本部</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957	・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515	中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240	<u>宿営場所候補地</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515	砺波地域消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき修正
名称	所在地	電話番号																																					
<u>指揮隊活動拠点</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																					
消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																					
・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515																																					
中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240																																					
<u>臨時宿泊施設</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515																																					
名称	所在地	電話番号																																					
<u>指揮支援本部</u> ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																					
消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957																																					
・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515																																					
中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240																																					
<u>宿営場所候補地</u> ・砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515																																					

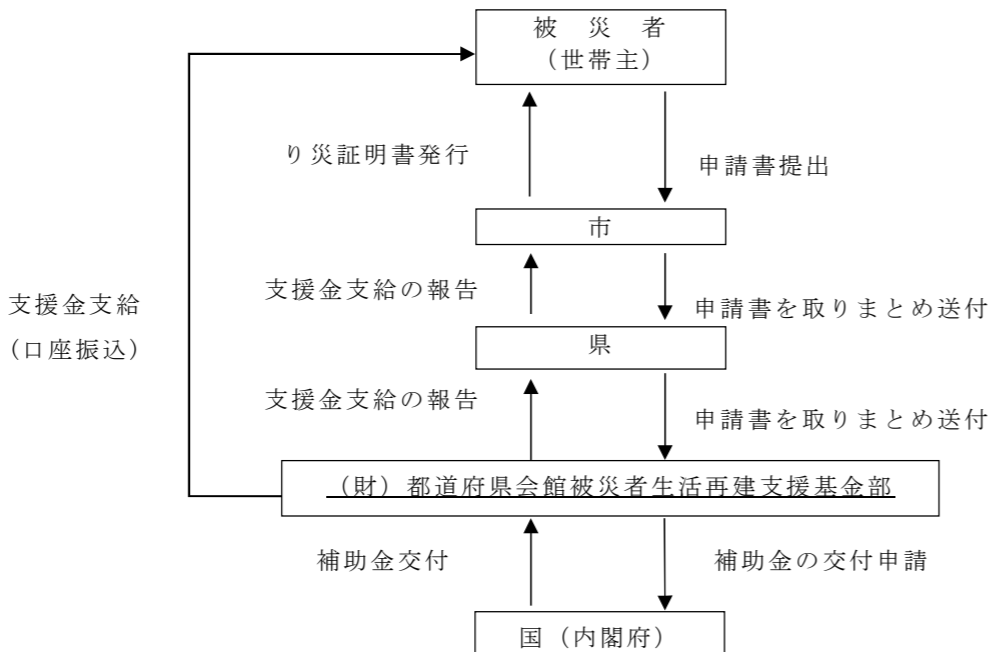
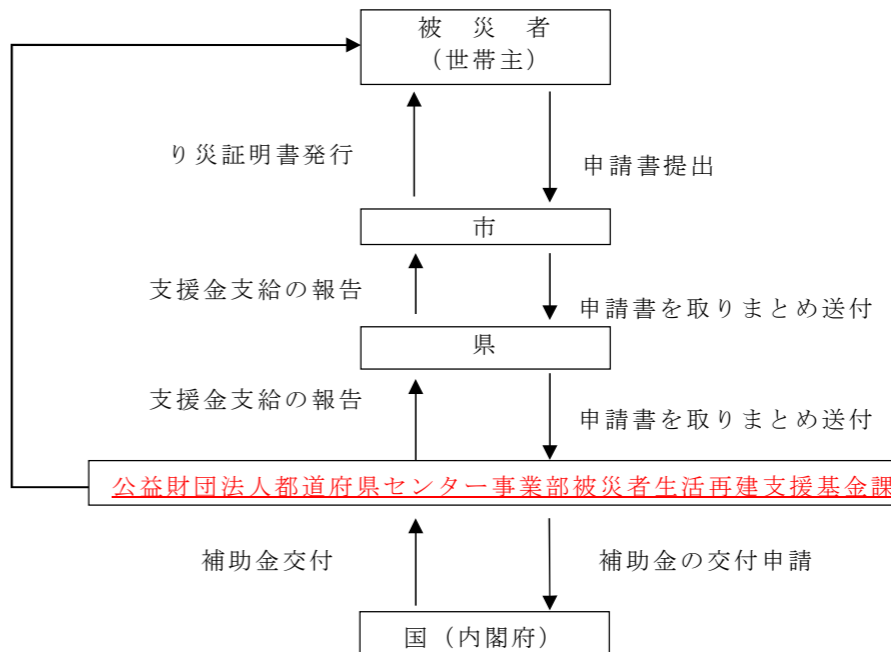
砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; padding: 2px;">・ チューリップ四季彩館</td> <td style="width:20%; padding: 2px;">砺波市中村 100-1</td> <td style="width:20%; padding: 2px;">TEL 0763-33-7716</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 砺波市美術館</td> <td style="padding: 2px;">砺波市高道 145-1</td> <td style="padding: 2px;">TEL 0763-32-1001</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 高道体育館</td> <td style="padding: 2px;">砺波市高道 217-1</td> <td style="padding: 2px;">TEL 0763-32-5240</td> </tr> </table> <p>(3) 大規模特殊災害（追加）における広域航空消防応援（追加）【総務班／消防部】 本部長は、大規模な地震、風水害、林野火災等大規模特殊災害時に県防災ヘリ等の活用が消防機関の活動にとって極めて有効と考えられるときは、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づき（追加）県知事に要請するものとする。 （略）</p>	・ チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716	・ 砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001	・ 高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; padding: 2px;">・ チューリップ四季彩館</td> <td style="width:20%; padding: 2px;">砺波市中村 100-1</td> <td style="width:20%; padding: 2px;">TEL 0763-33-7716</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 砺波市美術館</td> <td style="padding: 2px;">砺波市高道 145-1</td> <td style="padding: 2px;">TEL 0763-32-1001</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 高道体育館</td> <td style="padding: 2px;">砺波市高道 217-1</td> <td style="padding: 2px;">TEL 0763-32-5240</td> </tr> </table> <p>(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援の要請【総務班／消防部】 消防長は、大規模な地震、風水害、林野火災等大規模特殊災害時に県防災ヘリ等の活用が消防機関の活動にとって極めて有効と考えられるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき）県知事に要請するものとする。 （略）</p>	・ チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716	・ 砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001	・ 高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240	<p>大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく修正</p>
・ チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716																			
・ 砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001																			
・ 高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240																			
・ チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716																			
・ 砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001																			
・ 高道体育館	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240																			
<p>第3章第9節 第2</p>	<p>(追加)</p>	<p>The flowchart details the emergency response process for large-scale disasters. It starts with the Fire Chief (消防庁長官) who issues requests or instructions (出動の求め又は指示) to the Prefectural Government (緊急消防援助隊の属する都道府県知事). A note states that requests should not be waited for and direct requests to the Fire Chief are possible. The Prefectural Government then issues requests to the Emergency Fire Support Team (緊急消防援助隊), which includes various units like command support, fire, rescue, and aviation. The Fire Chief also issues requests to the Prefectural Government (県知事). The Prefectural Government then coordinates with neighboring municipalities (隣接市), neighboring towns/villages (県内市町村), and neighboring prefectural municipalities (近隣都道府県市町村) for coordinated response (協定に基づく応援出動). The Fire Chief also issues requests to the Mayor (災害発生時 市長) for coordinated response.</p>	<p>追加</p>																		
<p>第3章第11節 第1 3 < P 170 > 旧</p>	<p>3 土木班は、被害状況等に基づき、効率的な復旧活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、砺波建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市道以外の道路については、各々の道路管理者に応援措置を要請する。 （資料2-17 緊急通行確保路線）</p>	<p>3 土木班は、被害状況等に基づき、効率的な復旧活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、砺波建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市道以外の道路については、各々の道路管理者に応援措置を要請する。 （資料2-17 緊急輸送道路）</p>	<p>全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正</p>																		

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																																																																
第3章第12節 < P 1 7 6 > 旧	4 受水施設の応急復旧 (略) 【給水拠点地】 <table border="1"> <tr><td>出町体育館</td><td>富山県西部体育センター</td></tr> <tr><td>庄西中学校</td><td>太田体育館</td></tr> <tr><td>庄南小学校</td><td>般若農業構造改善センター</td></tr> <tr><td>砺波南部小学校</td><td>東般若農村振興会館</td></tr> <tr><td><u>東野尻幼稚園</u></td><td>梅檀野体育館</td></tr> <tr><td>鷹栖小学校</td><td>梅檀山体育館</td></tr> <tr><td>若林体育館</td><td>庄川小学校</td></tr> <tr><td>砺波北部小学校</td><td>庄川生涯学習センター</td></tr> <tr><td>高波体育館</td><td>雄神集会センター</td></tr> <tr><td>油田体育館</td><td>種田コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>砺波東部小学校</td><td></td></tr> </table>	出町体育館	富山県西部体育センター	庄西中学校	太田体育館	庄南小学校	般若農業構造改善センター	砺波南部小学校	東般若農村振興会館	<u>東野尻幼稚園</u>	梅檀野体育館	鷹栖小学校	梅檀山体育館	若林体育館	庄川小学校	砺波北部小学校	庄川生涯学習センター	高波体育館	雄神集会センター	油田体育館	種田コミュニティセンター	砺波東部小学校		4 受水施設の応急復旧 (略) 【給水拠点地】 <table border="1"> <tr><td>出町体育館</td><td>富山県西部体育センター</td></tr> <tr><td>庄西中学校</td><td>太田体育館</td></tr> <tr><td>庄南小学校</td><td>般若農業構造改善センター</td></tr> <tr><td>砺波南部小学校</td><td>東般若農村振興会館</td></tr> <tr><td><u>東野尻振興会館</u></td><td>梅檀野体育館</td></tr> <tr><td>鷹栖小学校</td><td>梅檀山体育館</td></tr> <tr><td>若林体育館</td><td>庄川小学校</td></tr> <tr><td>砺波北部小学校</td><td>庄川生涯学習センター</td></tr> <tr><td>高波体育館</td><td>雄神集会センター</td></tr> <tr><td>油田体育館</td><td>種田コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>砺波東部小学校</td><td></td></tr> </table>	出町体育館	富山県西部体育センター	庄西中学校	太田体育館	庄南小学校	般若農業構造改善センター	砺波南部小学校	東般若農村振興会館	<u>東野尻振興会館</u>	梅檀野体育館	鷹栖小学校	梅檀山体育館	若林体育館	庄川小学校	砺波北部小学校	庄川生涯学習センター	高波体育館	雄神集会センター	油田体育館	種田コミュニティセンター	砺波東部小学校		給水拠点名称修正																																				
出町体育館	富山県西部体育センター																																																																																		
庄西中学校	太田体育館																																																																																		
庄南小学校	般若農業構造改善センター																																																																																		
砺波南部小学校	東般若農村振興会館																																																																																		
<u>東野尻幼稚園</u>	梅檀野体育館																																																																																		
鷹栖小学校	梅檀山体育館																																																																																		
若林体育館	庄川小学校																																																																																		
砺波北部小学校	庄川生涯学習センター																																																																																		
高波体育館	雄神集会センター																																																																																		
油田体育館	種田コミュニティセンター																																																																																		
砺波東部小学校																																																																																			
出町体育館	富山県西部体育センター																																																																																		
庄西中学校	太田体育館																																																																																		
庄南小学校	般若農業構造改善センター																																																																																		
砺波南部小学校	東般若農村振興会館																																																																																		
<u>東野尻振興会館</u>	梅檀野体育館																																																																																		
鷹栖小学校	梅檀山体育館																																																																																		
若林体育館	庄川小学校																																																																																		
砺波北部小学校	庄川生涯学習センター																																																																																		
高波体育館	雄神集会センター																																																																																		
油田体育館	種田コミュニティセンター																																																																																		
砺波東部小学校																																																																																			
第3章第14節 第2 4 < P 1 8 3 > 旧	4 災害廃棄物の処理 (略) (4) 除去の期間 災害発生の日から <u>10日間以内とする。</u> ただし、期間内で除去できない場合は、県知事と協議し延長するものとする。 (略)	4 災害廃棄物の処理 (略) (4) 除去の期間 災害発生の日から <u>概ね3年以内の処理を目標とし、被災状況、災害廃棄物発生量等を考慮して設定する。</u> ただし、期間内で除去できない場合は、県知事と協議し延長するものとする。 (略)	砺波市災害廃棄物処理計画に基づき修正																																																																																
第3章第16節 第2 7 < P 1 8 8 > 旧	7 遺体の埋葬 (略) 【遺体の処理、埋葬、火葬関係一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>火葬場</td><td>市斎場</td><td>砺波市徳万 52-1</td><td>0763-37-1089</td><td>0763-37-1089</td></tr> <tr><td>葬儀社</td><td>秋桜の郷</td><td>砺波市高道 11-1</td><td>0763-32-6623</td><td>0763-32-6618</td></tr> <tr><td>〃</td><td>祖泉会堂</td><td>砺波市祖泉 114-1</td><td>0763-34-8800</td><td>0763-37-7020</td></tr> <tr><td>〃</td><td>セレモニーホール砺波</td><td>砺波市坪内 175-1</td><td>0763-33-1194</td><td>0763-34-4594</td></tr> <tr><td>〃</td><td>ア・ソシエすけだ</td><td>砺波市庄川町示野 75-1</td><td>0763-82-7000</td><td>0763-82-7007</td></tr> <tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr><td>遺体一時安置場所</td><td>市役所本庁舎 1号別館</td><td>砺波市栄町 7-3</td><td>0763-33-1111</td><td>0763-33-6818</td></tr> </tbody> </table> (資料 6-10-1 遺体処理台帳)		名 称	住 所	電話番号	F A X	火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089	葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618	〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020	〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594	〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818	7 遺体の埋葬 (略) 【遺体の処理、埋葬、火葬関係一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>火葬場</td><td>市斎場</td><td>砺波市徳万 52-1</td><td>0763-37-1089</td><td>0763-37-1089</td></tr> <tr><td>葬儀社</td><td>秋桜の郷</td><td>砺波市高道 11-1</td><td>0763-32-6623</td><td>0763-32-6618</td></tr> <tr><td>〃</td><td>祖泉会堂</td><td>砺波市祖泉 114-1</td><td>0763-34-8800</td><td>0763-37-7020</td></tr> <tr><td>〃</td><td>セレモニーホール砺波</td><td>砺波市坪内 175-1</td><td>0763-33-1194</td><td>0763-34-4594</td></tr> <tr><td>〃</td><td>ア・ソシエすけだ</td><td>砺波市庄川町示野 75-1</td><td>0763-82-7000</td><td>0763-82-7007</td></tr> <tr><td><u>〃</u></td><td><u>ホームセレモニー苗加邸</u></td><td><u>砺波市苗加 434-2</u></td><td><u>0763-55-6999</u></td><td><u>0763-55-6950</u></td></tr> <tr><td>遺体一時安置場所</td><td>市役所本庁舎 1号別館</td><td>砺波市栄町 7-3</td><td>0763-33-1111</td><td>0763-33-6818</td></tr> </tbody> </table> (資料 6-10-1 遺体処理台帳)		名 称	住 所	電話番号	F A X	火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089	葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618	〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020	〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594	〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007	<u>〃</u>	<u>ホームセレモニー苗加邸</u>	<u>砺波市苗加 434-2</u>	<u>0763-55-6999</u>	<u>0763-55-6950</u>	遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818	葬儀社追加
	名 称	住 所	電話番号	F A X																																																																															
火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089																																																																															
葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618																																																																															
〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020																																																																															
〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594																																																																															
〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007																																																																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																															
遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818																																																																															
	名 称	住 所	電話番号	F A X																																																																															
火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089																																																																															
葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618																																																																															
〃	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020																																																																															
〃	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594																																																																															
〃	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007																																																																															
<u>〃</u>	<u>ホームセレモニー苗加邸</u>	<u>砺波市苗加 434-2</u>	<u>0763-55-6999</u>	<u>0763-55-6950</u>																																																																															
遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818																																																																															
第3章第18節 第3 1 < P 1 9 7 > 旧	1 道路 被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 (1) <u>緊急通行確保路線</u> (2) 一般道路で道路の陥没、決壊等により二次災害を生じるおそれがあるもの	1 道路 被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 (1) <u>緊急輸送道路</u> (2) 一般道路で道路の陥没、決壊等により二次災害を生じるおそれがあるもの	全国的に用いられている「緊急輸送道路」に統一することに伴う修正																																																																																

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第3章第21節 第1 <P204>旧	(2) 休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を <u>連絡網</u> 、市ホームページなどを通じ、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るものとする。	(2) 休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を <u>学校メール</u> ・市ホームページなどを通じ、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るものとする。	連絡方法の変更に伴う修正
第3章第21節 第4 <P206>旧	4 文化財施設【社会教育班】 (1) 文化財の所有者又は管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、文化財（追加）審議会委員の意見指導を参考として、災害応急対策を講ずるものとする。	4 文化財 <u>（削除）</u>【社会教育班】 (1) 文化財の所有者又は管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、文化財 <u>保護</u> 審議会委員の意見指導を参考として、災害応急対策を講ずるものとする。	字句修正
第4章第3節 第5 <P224>旧	第5 被災者生活再建支援金の支給 (略) 事務処理にあたっては、「被災者生活再建支援制度-事務の手引き」（ <u>財団法人</u> 都道府県会館被災者生活再建支援基金部）を参考とし、県との連絡調整を密に行う。 (略) 【支援金支給事務の基本的な流れ】 	第5 被災者生活再建支援金の支給 (略) 事務処理にあたっては、「被災者生活再建支援制度-事務の手引き」（ <u>公益財団法人</u> 都道府県センター <u>事業部</u> 被災者生活再建支援基金課）を参考とし、県との連絡調整を密に行う。 (略) 【支援金支給事務の基本的な流れ】 	法人名変更に伴う修正
第4章第3節 第5 <P225>旧	6 基金と国の補助 (1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(<u>財団法人</u> 都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給	6 基金と国の補助 (1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(<u>公益財団法人</u> 都道府県センター)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給	施設名変更に伴う修正
第5章第1節 第1 1 (1) <P235>旧	ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及び <u>ガス漏れ警報機</u> 等の安全な機器の普及	ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及び <u>ガス警報機</u> 等の安全な機器の普及	字句修正
第6章第1節 第7 <P247>旧	第7 情報伝達計画 市及び防災関係機関は、市民に対して、降積雪前に次の事項に重点をおき、広報紙、パンフレット等により防災知識の普及啓発に努めるものとする。 (略) <u>（追加）</u>	第7 情報伝達計画 市及び防災関係機関は、市民に対して、降積雪前に次の事項に重点をおき、広報紙、パンフレット等により防災知識の普及啓発に努めるものとする。 (略) <u>10 除雪作業の危険性の周知と対応策</u>	国防災基本計画の修正に伴う修正